

雇児発0602第1号
平成26年6月2日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）
処遇特別加算費について」の一部改正について

標記については、平成26年6月7日児発第475号の6厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」の一部改正新旧対照表

改正後		現行	
	児 発 第 4 7 5 号 の 6 平 成 2 年 6 月 7 日		児 発 第 4 7 5 号 の 6 平 成 2 年 6 月 7 日
[一部改正]	平成3年4月11日 児発第360号の7 平成5年4月9日 児発第331号の6 平成6年4月18日 児発第443号の5 平成7年4月3日 児発第371号の10 平成8年6月24日 児発第618号の8 平成9年5月28日 児発第375号の4 平成10年6月12日 児発第457号の3 平成11年4月30日 児発第418号の2 平成12年5月19日 児発第520号の3 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の1 平成17年10月28日 雇児発第1028006号の1 平成18年6月27日 雇児発第0627011号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の7 平成20年2月6日 雇児発第0206002号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の7 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の6 平成22年5月18日 雇児発0518第6号 平成24年4月5日 雇児発0405第6号 平成26年6月2日 雇児発0602第1号	[一部改正]	平成3年4月11日 児発第360号の7 平成5年4月9日 児発第331号の6 平成6年4月18日 児発第443号の5 平成7年4月3日 児発第371号の10 平成8年6月24日 児発第618号の8 平成9年5月28日 児発第375号の4 平成10年6月12日 児発第457号の3 平成11年4月30日 児発第418号の2 平成12年5月19日 児発第520号の3 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の1 平成17年10月28日 雇児発第1028006号の1 平成18年6月27日 雇児発第0627011号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の7 平成20年2月6日 雇児発第0206002号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の7 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の6 平成22年5月18日 雇児発0518第6号 平成24年4月5日 雇児発0405第6号
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長		都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長	
児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について		児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について	
(略)		標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり加算要綱を定めたので、管下児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。	

改正後	現行
<p data-bbox="56 197 1104 252">別紙</p> <p data-bbox="367 261 797 288">入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱</p> <p data-bbox="56 325 136 352">1 略</p> <p data-bbox="56 512 136 539">2 略</p> <p data-bbox="56 858 136 885">3 略</p> <p data-bbox="56 1198 349 1225">4 加算対象職員等の要件</p> <p data-bbox="107 1230 815 1257">加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p data-bbox="85 1262 1093 1347">ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる<u>保育緊急確保事業費補助金対象事業</u>及び、<u>保育対策等促進事業等</u>のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件とする。</p> <p data-bbox="98 1353 210 1380">(1) 略</p>	<p data-bbox="1104 197 2159 252">別紙</p> <p data-bbox="1413 261 1843 288">入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱</p> <p data-bbox="1104 325 1211 352">1 目的</p> <p data-bbox="1137 357 2159 475">高齢化社会の到来等に対応して、児童福祉施設においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務についてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図るものである。</p> <p data-bbox="1104 512 1375 539">2 「高齢者等」の範囲</p> <p data-bbox="1173 544 1697 571">「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者とする。</p> <p data-bbox="1173 576 2159 820"> (1) 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上65歳未満の者 (2) 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者） (3) 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者） (4) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者） (5) 母子家庭の母及び寡婦（母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び寡婦） </p> <p data-bbox="1104 858 1496 885">3 「高齢者等」が行う業務の内容</p> <p data-bbox="1160 890 1285 917">例示すれば</p> <p data-bbox="1160 922 1688 1166"> (1) 入所児童等との話し相手、相談相手 (2) 身の回りの世話（爪切り、髭剃り、洗面等） (3) 通院、買い物、散歩の付き添い (4) クラブ活動の指導 (5) 給食のあとかたづけ (6) 喫食の介助 (7) 洗濯、清掃等の業務 (8) その他高齢者等に適した業務 </p> <p data-bbox="1104 1198 1375 1225">4 加算対象職員等の要件</p> <p data-bbox="1160 1230 1868 1257">加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p data-bbox="1137 1262 2159 1347">ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる<u>次世代育成支援対策交付金対象事業</u>及び、<u>保育対策等促進事業等</u>のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件とする。</p> <p data-bbox="1151 1353 2159 1442"> (1) 「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累計年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。 </p> <p data-bbox="1173 1449 2159 1506">なお、非常勤職員であってもその勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員は、対象としないこと。</p>

改正後	現行
<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。</p> <p>(2) 職員配置数が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）別表2「児童福祉施設の職種別職員定数表」 ・「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知）の第1の1中の構成職員 <p>(3) 雇用形態は、通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、入所児童等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象としても差し支えないこと。</p> <p>(4) 当該施設において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 加算の方法等</p> <p>(1) 加算の認定</p> <p>都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）は、加算の認定を受けようとする施設から、別紙様式1を参考とした申請書を毎年12月末日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は別紙様式2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。</p> <p>なお、保育所にあつては、所管する市町村長を経由し行うこと。</p> <p>ア 算定の期間は、毎年度4月から11月までの実績、12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。</p> <p>イ 母子家庭の母及び寡婦の確認は、福祉事務所等において行うこと。</p> <p>ウ 「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は次の（2）の表の年間総雇用時間数に算入しないこと。</p> <p>(2) 認定額等の支弁及び算出方法</p> <p>この加算額は、3月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとし、認定額は、次の算式により算出することとする。</p> <p>なお、保育所の場合は、次の算式中「定員等」とあるのを「入所人員」と読み替えて算定し、また、「保護単価」とあるのを「保育単価」と読み替えて算定すること。</p> <p>認定額＝入所児童（者）処遇特別加算分保護単価×その施設の3月初日の定員等（10円未満については四捨五入）</p> <p>入所児童（者）処遇特別加算分保護単価＝入所児童（者）処遇特別加算額÷その施設の3月初日の定員等（10円未満については、四捨五入）</p>

改正後

現行

6 略

入所児童（者）特別加算額

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額 (年額)
400 時間以上 800 時間未満	435,000 円
800 時間以上 1,200 時間未満	726,000 円
1,200 時間以上	1,016,000 円

6 報告等

- (1) 本加算を行った施設は、翌年4月末日までに別紙様式1を参考とした実績報告書を都道府県知事（保育所にあつては市町村長を経由して）に提出すること。
 なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。
- (2) 都道府県知事は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。

改正後	現行
<p>別添</p> <p>1 略</p> <p>2 一時預かり事業実施保育所（平成26年5月29日雇児発0529第28号本職通知「<u>一時預かり事業の実施について</u>」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『<u>保育対策等促進事業の実施について</u>』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>別添</p> <p>1 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「<u>保育対策等促進事業の実施について</u>」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>2 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「<u>平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について</u>」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『<u>保育対策等促進事業の実施について</u>』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「<u>保育対策等促進事業の実施について</u>」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>4 乳児が3人以上入所している保育所（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上入所している場合に、年度を通じて加算）</p>